

鶴岡市と国立大学法人山形大学との災害対策等の推進に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と国立大学法人山形大学（以下「乙」という。）は、災害対策等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第一条 この協定は、甲乙が連携・協力し、円滑で効果的な災害対策の実現を目的とした教育・研究を推進するとともに、鶴岡市内で土砂灾害、地震、津波、風水害その他の災害（以下「自然災害等」という。）が発生した場合等に、可能な範囲で甲及び乙が相互に協力して災害対応を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力項目）

第二条 この協定に基づく連携・協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自然災害等及び災害対策に関する相談・助言・教育・研究に関すること
 - (2) 自主防災組織や住民の防災・減災に関すること
 - (3) 自然災害等が発生した場合等に甲が実施する災害対応に関する相談・助言。ただし、甲は乙の相談・助言に対して責任を求めるものとする。
 - (4) その他前条の目的を達成するため、甲と乙が協議して必要と認める事項
- 2 連携・協力の方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の目的が効果的に達成されるように、継続的に意見交換を行う。

（費用負担）

第三条 前条に定める連携・協力項目の実施に要する費用は、甲又は乙のうち連携・協力の要請をした者が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、この協定による経費の算出、負担等については、甲乙協議して定めるものとする。

（損害への対応）

第四条 第二条に定める連携・協力項目の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責事由のある者が補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

2 甲乙のそれぞれに属する人員、財産等に損害が生じた場合の補償については、その損害の帰責事由のある者が補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙それぞれの規程に基づき補償を行うものとする。

（連絡責任者）

第五条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

2 この協定の履行に関する連絡責任者を、甲は鶴岡市市民部防災安全課に、乙は国立大学法人山形大学災害環境科学研究ユニットに置くものとする。

（個人情報の保護）

第六条 甲及び乙は、第二条に定める連携・協力項目の実施に当たり、相手方から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協定の終了及び協定の解除後においても同様とし、必要な処置を講じるものとする。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第七条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年2月28日までとする。ただし、有効期間の満了の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、この協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項ただし書の規定による有効期間の延長により、当該延長した有効期間の合計が3年に達したときは、最後に延長した有効期間の末日が到来する前に、連携・協力の実績等を踏まえ、更新又は終結の手続を行うものとし、3年を経過するごとに同様とする。

（協議）

第八条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各者1通を保有する。

令和6年3月18日

甲 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長 皆川 治



乙 山形市小白川町一丁目4番12号

国立大学法人山形大学

小白川キャンパス長 大西彰正

